

令和6年度の児童手当改正(拡充)のお知らせ

令和6年10月から、次のとおり制度改正が行われました。

1. 児童手当拡充の内容

1. 高校生年代まで支給期間を延長
2. 所得制限の撤廃
3. 第3子以降の手当額を月額3万円とする
4. 第3子加算（多子加算）の数の変更

[現在・変更前]

高校卒業までの養育している児童のうち、3番目以降の児童を第3子以降とします。

[変更後]

大学生（年代）までの養育している児童のうち、3番目以降の児童を第3子以降とします。

※大学生（年代）とは、22歳の誕生日後の最初の3月31日までの養育している子をいいます。

5. 支給月の変更

[現在・変更前]

6月・10月・2月の年3回、各4か月分の手当を支給。

[変更後]

4月・6月・8月・10月・12月・2月の年6回となり、各2か月分の手当を支給。

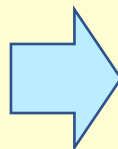
※各支給月の原則11日が振込日となります。ただし、11日が土日祝日等の場合は、直前の営業日となります。

6. 支払通知書の廃止

2. 児童手当拡充後の支給額について

現状(変更前)		
0～2歳	1万5000円	
3歳～小学生	1万円	第3子以降 1万5000円
中学生	1万円	
高校生	なし(対象外)	
	所得制限あり	

[金額は月額]



拡充案(変更後)		
0～2 歳	1万 5000 円	第 3 子 以降 3万円
3歳～ 小学生	1 万円	
中学生	1 万円	
高校生	1万円	
	所得制限なし	

[金額は月額]

今回の改正（拡充）の手続について

手続が必要な方	提出書類
① 所得上限限度額以上で児童手当（特例給付）の支給対象外である方 ② 中学生以下の子を養育しておらず、高校生年代の児童を養育している方	1. 児童手当認定請求書（窓口にあります） 2. 請求者・配偶者のマイナンバーカード 3. 請求者名義の通帳またはキャッシュカードの写し 4. 請求者・配偶者の健康保険証の写し 5. 状況によっては他必要書類
③ 現在児童手当を受給中で、算定対象児童として認定されていない高校生年代の児童を養育している方	1. 額改定認定請求書（窓口にあります） 2. 状況によっては他必要書類
④ 0歳～18歳（高校卒業まで）の児童を養育している方のうち、 <u>※大学生（年代）までの児童を養育している方で、かつ、お子様が3人以上いる方。</u> ※児童手当の受給者が、大学生（年代）以下の子の生活費等を経済的に負担している場合、第3子（以降の）加算が適用されます。	1. 監護相当・生計費の負担についての確認書 2. 状況によっては他必要書類
桂川町にて手続が不要な方	
1. 中学生以下の児童と高校生年代の児童を養育し、現在も高校生年代の児童が算定児童として認定されている方 2. 現在も多子加算を受けており、改正（拡充）後、児童手当額が増額する方 ※大学生年代（18歳年度末以降から22歳年度末まで）の子を養育している方を除く 3. 現在、多子加算は適用されていないが、改正（拡充）後は適用され、児童手当額が増額する方 ※大学生年代（18歳年度末以降から22歳年度末まで）の子を養育している方を除く 4. 所得制限限度額以上、所得上限限度額未満で特例給付を受けている方 5. 受給者が公務員の方→ 受給者の勤務先（所属庁）にて手続を行ってください。 6. 受給者が桂川町以外の市区町村に住民票がある方 → 受給者の住民票がある市区町村にて手続を行ってください。	

最終提出期限：令和7年3月31日

最終提出期限を過ぎた場合、令和6年10月分に遡及しての手当の支給・多子加算の適用はされません。手当の支給・多子加算の適用は、認定請求書や確認書などを町にて受付した月の翌月分からになります。

受付場所

〒820-0696 福岡県嘉穂郡桂川町大字土居 424 番地 1 桂川町役場 住民課 住民年金係(1 番窓口)

受付時間：平日 8 時 30 分から 17 時 15 分まで
(木曜日は 19 時まで・土、日、祝日は除きます)

【お問合せ先】

桂川町役場 住民課 住民年金係
電話 0948-65-3301(直通)